

滝沢市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を令和6年5月に実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年7月12日

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

定期監査報告書

1 監査対象機関及び監査執行年月日

監査対象機関	監査執行年月日
農業委員会事務局、東部出張所	令和6年5月2日
企画政策課・たきざわ魅力発信室、環境課	令和6年5月9日
地域づくり推進課、情報システム課	令和6年5月15日

2 監査場所

滝沢市役所第2委員会室、葉の木沢山活動センター集会室

3 監査執行者

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

4 監査対象事務

令和5年度における財務事務事業全般

5 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適法かつ効率的に行われているかを主眼とした。

6 監査の方法

令和5年度における財務事務、事業の実施状況及び事業の管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めた。

所定の調書に基づき、各所属長から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月出納検査の結果を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係帳票、調書類を調査する監査の方法とした。

7 監査の結果

監査の対象とした財務に関する事務事業の執行及び事業の管理状況については、下記留意事項を除き全般的にみて概ね良好と認められる。

なお、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

留意改善を要する事項

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施した結果、次のとおり留意改善すべき事項が認められた。

○市民環境部 地域づくり推進課

滝沢市北部コミュニティセンター指定管理委託料の余剰金について、当該管理運営業務仕様書には「余剰金は原則として返還は行わない。ただし、客観的に見て過剰な余剰金が発生した場合、市と指定管理者の協議の上取り扱いについて決定する。」という趣旨の記述があるが、所管課では令和５年度について、この規定に基づく過剰な余剰金は生じないとしている。

しかしながら、過剰な余剰金であるかの判断は、実績報告に基づき余剰金を算出し、何らかの基準と照らし合わせて行うべきものであり、この判断基準が現時点において不明瞭なものと考えられるため、判断基準を明確にし、実績報告に基づいた余剰金を算出した上で、客観的に判断すべきである。